平成２２年（フ）第９４号
長野県諏訪市城南１丁目2555番地１　藤森住宅２号、前住所長野県諏訪郡下諏訪町5006番地13　コーポ古川２Ｆ
債務者　小澤　松美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０９８号
京都市東山区今熊野宝蔵町17番地９　宝ハイツ２Ｃ
債務者　今村　幸江
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９７号
京都市伏見区景勝町68番地１　コーポ荒木205号
債務者　岩山昌秀こと　李　　昌秀
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３２号
京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営羽束師団地２―401
債務者　橋本　俊子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７７号
京都府向日市寺戸町天狗塚17番地　向日台第14棟101号
債務者　麻田　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８９号
京都市右京区西京極南庄境町６番地　介護老人福祉施設花友にしこうじ内
債務者　松坂昭志こと　金　　相燊
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
奈良県五條市下之町68番地の18
債務者　大田美代子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１３８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄335番地
債務者　平石　智也
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1105番地１　藤村アパート
債務者　秋月　政子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１５３号
佐賀県伊万里市山代町楠久621番地５
債務者　手島美津子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１５４号
佐賀県伊万里市瀬戸町6678番地
債務者　古川ますみ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１５９号
佐賀県武雄市武雄町武雄5360番地
債務者　吉野由美子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１６４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5542番地89
債務者　田和　弘之
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１６７号
佐賀県武雄市武雄町武雄3340番地２　市営下山住宅321号
債務者　北川　礼子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１４５３号
札幌市北区篠路８条４丁目１番46号　パークハウス竹内Ａ101号
破産者　吉村　　博
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５４号
札幌市北区篠路８条４丁目１番46号　パークハウス竹内Ａ101号
破産者　吉村　節子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６５号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番１号　北晃荘１階１号
破産者　金澤　義和
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９６号
札幌市清田区清田２条１丁目15番１号　ホワイトピア清田402号
破産者　和田　広美（旧姓田村）
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０７号
札幌市豊平区西岡２条１丁目４番22―202号
破産者　向井　利謹
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部